

令和8年度「業務改善研修」及び「伴走支援事業」募集要項

1. 目的

急速に進む高齢化によって介護需要が高まる一方、人口減少から介護人材の大幅な不足が見込まれており、介護事業所における生産性の向上は喫緊の課題となっています。介護事業所においては、事業所の課題を踏まえて、業務改善策を検討し、介護ロボットや ICT などのテクノロジーを効果的に活用するなどの業務改善を行いながら、介護の質の向上を図るとともに、介護業務の負担軽減や働きやすい職場環境づくりを進めていくことが求められています。こうしたことを同時に実現し、今後の本県のモデルとなる介護事業所の姿を示し、他の事業所に普及させていくことを目的に本事業を実施いたします

2. 事業内容（時期については、予定）

(1)「介護事業所の業務改善研修」の実施

・年に4回、業務改善に関する研修を実施いたします。4回の研修は一連のプログラムであるため、すべてのプログラムに参加をお願いいたします。

・各研修プログラムには、事業所の管理者および現場スタッフ（リーダークラスの参加が望ましい）の2名での参加となります。なお、各研修プログラムの参加者は同一の方としてください。

※3名以上で参加したい場合は、その旨を申請書に記載ください。

・参加事業所は各研修プログラムの内容を踏まえて、業務改善活動を実施するようお願いいたします。

【研修内容】

第1回研修プログラム「現場の課題の見える化しよう」：7/3（金）・7/6（月）いずれか
→因果関係図づくりのワークショップを実施し、事業所の課題を特定します。

第2回研修プログラム「実行計画を立てよう」：7/22（水）・7/23（木）いずれか
→第1回研修プログラムの課題を踏まえ、実行計画作成のワークショップを行います。

第3回研修プログラム「改善活動に取り組もう」：12/2（水）・12/3（木）いずれか
→実行計画の振り返りやマニュアル・手順書・ルールづくりのポイントを考えます。

第4回研修プログラム「改善活動・実行計画を振り返ろう」：1/25（月）・1/26（火）いずれか

→これまでの活動を成果発表形式で振り返り、次年度に向けての取り組みを考えます。

(2)「在宅系サービス介護事業所の業務改善研修（オンライン）」の実施

・Zoom形式のオンラインで開催いたします。

・年に3回、業務改善に関する研修を実施いたします。3回の研修は一連のプログラムであるため、すべてのプログラムに参加をお願いいたします。

・原則、各研修プログラムには**事業所の管理者および現場スタッフ（リーダークラスの参加が望ましい）の2名以上での参加**としますが、参加が難しい場合はお一人での受講でも構いません。ただし、**各研修プログラムの参加者は同一の方**としてください。

・**参加事業所は各研修プログラムの内容を踏まえて、業務改善活動を実施**するようお願いいたします

【研修内容】

第1回研修プログラム「現場の課題の見える化しよう」：8/3（月）・8/4（火）いずれか
→因果関係図づくりのワークショップを実施し、事業所の課題を特定します。

第2回研修プログラム「実行計画を立てよう」：8/17（月）・8/19（水）いずれか
→第1回研修プログラムの課題を踏まえ、作成いただいた実行計画をもとに業務改善を実施する上での課題等のコンサルティングを実施します。

第3回研修プログラム「改善活動に取り組もう」：12/7（月）・12/8（火）
→実行計画の振り返りやマニュアル・手順書・ルールづくりのポイントを考えます。また、他の事業所の取組や取組を進める上での課題を共有するワークショップを実施します。

(3)「伴走支援事業」の実施

・希望事業所には、2（1）の研修プログラムの参加に加えて、**県が業務委託するコンサルタントの協力のもと、以下の内容を実施**いたします。

・本事業におけるコンサルタントの費用については、**県が負担**します。

①課題分析（7月）

コンサルタントと協議を行い、課題分析を実施します。

②業務改善活動の検討（8月～9月）

課題に対する業務改善計画を策定します。

③業務改善活動の実施（9月～1月）

業務改善計画に基づき、業務改善活動を実施します。なお、介護ロボット及びICTの導入にかかる費用については伴走支援事業所の負担としますが、「千葉県介護テクノロジー一定着支援事業」による補助を活用することができます。

④効果検証・報告（11月～2月）

業務改善活動の効果について検証を行い、「介護事業所の業務改善研修」第4回プログラムにて事例発表を行います。また、県が開催する事例発表会に出席し、講演を行う場合があるなど、県の求めによりその成果報告を行います。

⑤事業所見学会の開催【随時】

県内の介護サービス事業者等が実際の現場を見学し、課題分析、業務改善等の方法について見識を得られるよう、事業所見学会を開催いただきます。

3. 事業実施期間

本事業の実施期間は、選定の日から令和9年3月末までとします

4. 募集事業所及び募集数

(1) 募集事業所

介護保険法に基づく指定もしくは許可又は老人福祉法に基づく認可を受けた、千葉県内に所在する介護事業所

(2) 募集数

- ①「介護事業所の業務改善研修」への参加は、施設系サービスが40事業所程度、在宅・居宅系サービスが20事業所程度（計60事業所程度）とします。
- ②「在宅系サービス介護事業所の業務改善オンライン研修」への参加は、介護事業所在宅・居宅系サービス（計20事業所程度）とします。
- ③上記研修プログラムの参加に加え、「伴走支援事業」も実施する事業所は、上記①のうち20～25事業所程度とします。

※ 上記の施設系サービスは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等を指します。

※ 上記の在宅・居宅系サービスは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）、居宅介護支援等を指します。

5. 応募資格

- ・介護保険法に基づく指定もしくは許可又は老人福祉法に基づく認可を受けた、千葉県内に所在する介護事業所であること。
 - ・「伴走支援事業」への参加を希望する場合は、「2. 事業内容」に記載の(1)及び(3)を実施できること。
- ※ 5月26日(火)に開催される「介護現場における業務改善推進セミナー」の受講、あるいは「千葉県介護業務効率アップセンター」のホームページに掲載される当該セミナーの動画を視聴したうえでお申し込みください。

6. 提出書類

本事業に応募する者は、以下の書類を提出すること。なお、申請に必要な経費は申請者の負担とします

(1) 申請書

ア 令和8年度「業務改善研修」及び「伴走支援事業」参加申請書（様式1）

イ 事業計画書（希望する事業内容に応じて、以下のとおり提出すること）

【2（1）または2（1）・（3）を希望する場合（または両方）】

事業計画書（様式2-1または2-2）

※施設系サービス事業所は様式2-1、在宅・居宅系サービス事業所は様式2-2を提出すること。

【2（2）を希望する場合】

事業計画書（様式3）

(2) 事業者概要

ア 法人定款

イ 建物平面図

(3) 提出期限 令和8年6月12日（金）17時00分 必着

(4) 提出方法 電子メール

(5) 提出先 E-mail : chibakaigocenter@nttdata-strategy.com

7. 選考方法

(1) 事業所の選定

事業所の選定に当たっては書面審査を実施します。(2)に示す審査項目のほか、地域バランス等を含めて総合的に判断します。選定結果については、全ての応募者に書面で通知いたします。

(2) 審査項目

ア 事業を実施する上で十分な組織体制であること

イ 事業内容・事業趣旨を十分に理解していること

ウ 事業所での取組が県内の見本となる意欲が十分であること

8. スケジュール

日程	内容	令和8年6月12日（金）	申請書の受付期限
		令和8年6月下旬	研修参加および伴走支援事業所の選定通知
		令和8年6月29日（月）	伴走支援に係る事業説明会の開催

9. 選定の取り消し等

次のいずれかに該当する場合には、申請を受け付けないこととします。また、事業所の選定後に、次のいずれかに該当することとなった場合、又は該当していたことが明らかになった場合には、その選定を取り消します。

- (1) 「5. 応募資格」の各項目を満たしていない場合
- (2) 暴力団である又は暴力団もしくは暴力団員と関係を有している場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 破産等、事業への参加が困難と認められるに至った場合
- (5) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、申請及び事業の実施に当たり著しく信義に反する行為があった場合

10. その他

- (1) 申請は、同一事業者であっても、県内に複数の対象事業所を有する場合は、それぞれの事業所において申請が可能なものとします。
- (2) 施設見学会等において使用する資料に係る印刷製本費等、当事業により発生する費用は事業所の自己負担とします。
- (3) 申請書は、本事業の事業所選定以外の目的には使用しません。ただし、千葉県情報公開条例に基づき公開する場合があります。

11. 問合せ先

千葉県介護業務効率アップセンター 伴走支援係

〒260-0013 千葉市中央区中央 3-3-1 フジモト第一生命ビル 6 階

電話：043-216-2011

E-mail：kaigochiba@kaigo-center.or.jp